

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

1 栃木県における申請書の送付先に関する留意事項

栃木県におけるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、平成31年1月より県内25国保保険者ならびに栃木県後期高齢者医療広域連合が参加し、4月には全市町が参加いたします。連合会においては、栃木県の指導のもとあはき療養費受領委任に関する審査委員会を設置したことから、あはき療養費受領委任分申請書の送付先となりますが、保険者等の本会審査委員会への審査委託状況により送付先が異なります。なお、受領委任参加保険者のうち、栃木県後期高齢者医療広域連合を除く全保険者が、審査委員会に審査を委託予定です。

受領委任取扱の承諾を受けた施術所

受領委任取扱以前の施術分(平成30年12月以前)

○送付先:市町・国保組合

受領委任取扱後の施術分(国保)

○送付先:栃木県国民健康保険団体連合会

【注意】

- ・受領委任参加かつ審査委員会へ審査委託した国保保険者。
- ・受領委任参加保険者につきましては、厚生労働省のウェブサイトよりご確認ください。

栃木県後期高齢者医療広域連合への申請書

○送付先:市町(後期高齢者医療担当部署)

【注意】

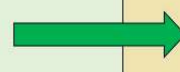
- ・栃木県後期高齢者医療分につきましては、受領委任分を含め、全て従前どおり市町への提出となります。
- ・送付物は、国保保険者と同様となります。

受領委任取扱の承諾を受けた施術所以外

○送付先:市町・国保組合(従前どおりとなります)

【申請書送付先イメージ】

(受領委任取扱) 承諾施術所以外



(受領委任取扱) 承諾施術所



(後期高齢者医療分)



(取扱以前のあはき療養費・国保)



(あはき療養費受領委任分・国保)

市町
・
組合

栃木県
国保連合会

【参考】厚生労働省ウェブサイト

○あはき療養費受領委任に関する取扱規定・様式等

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/01.html>

○保険者の受領委任制度への参加状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/hokensha.html>

※今後、各都道府県連合会の審査委員会設置状況について掲載がされる予定です。

2 あはき療養費受領委任分(国保)の送付に関する留意事項

送付先

栃木県国民健康保険団体連合会

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階

送付締切日

・毎月10日(必着) ※10日過ぎに届いた申請書は、翌月受付分扱いとなりますのでご注意ください。

送付方法

・提出の際は、封筒等の表面に朱書きで「あはき療養費申請書在中」と記載のうえ、郵送等でご提出ください。

送付物一式

・総括票Ⅰ(様式8号)

・総括票Ⅱ(様式9号)

・申請書(様式第6号)(様式第6号の2)

※各申請書には、別途請求内容に応じて、往療内訳表(様式7号)や施術報告書、同意書等を添付してください。

【注意】

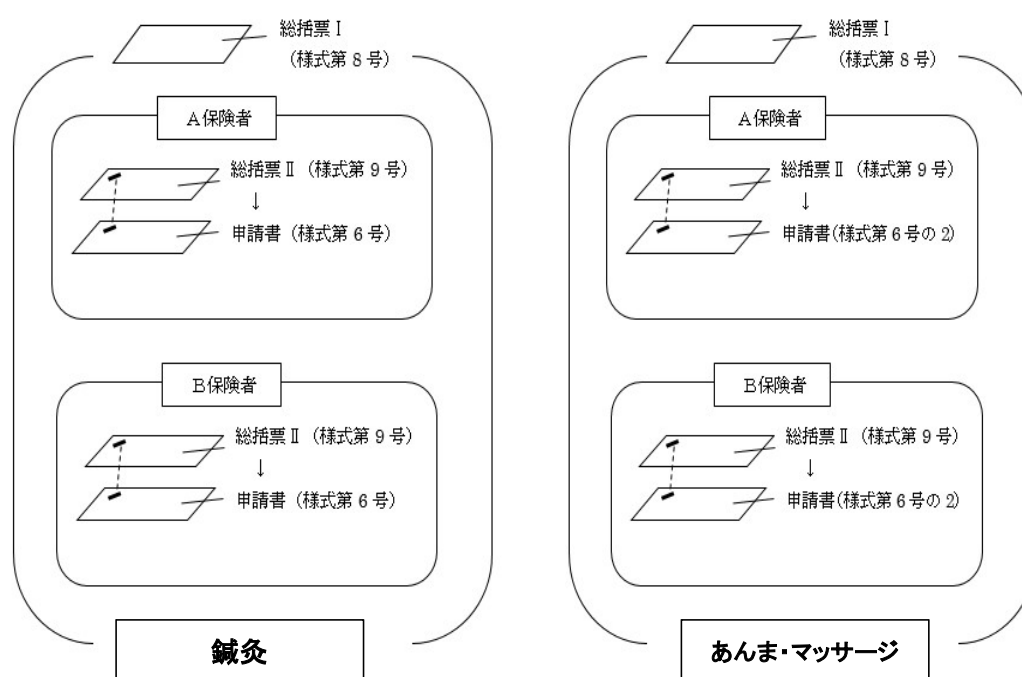
- ・厚生労働省が提示している統一様式をご使用ください。
- ・厚生労働省が提示している統一様式でない場合、受領委任分として取り扱うことが出来ないため、ご注意ください。

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

申請書編綴方法

- ①申請書(同意書や様式7号等の続紙含む)は、「鍼灸(様式第6号)」と「あんま・マッサージ(様式第6号の2)」の種別ごとに分けてください。
- ②分けた申請書は、保険者ごとにまとめ、総括票Ⅱ(様式第9号)を上に添付し綴じてください。
- ③前述で総括票Ⅱを添付した束を、保険者番号順に並べてください。
その際、全国歯科医師国保組合分は国保市町保険者分の後になるよう並べてください。
- ④保険者番号順に並べた鍼灸分の束とあんま・マッサージ分の束それぞれに、総括票Ⅰ(様式第8号)を添付し、1つの束にまとめてください。

【編綴方法イメージ(国保)】



3 申請書送付先・送付方法に関する問い合わせ先

問い合わせ先

栃木県国民健康保険団体連合会
 保険者支援課 保険者支援担当
 TEL:028-622-7752 FAX:028-622-7965